

開國起原

伊5
2110
14



2110
14



開國起原卷十三

開港場止宿及貨幣之談判上

五人分差出在横文字和解

曆數千八百五十五年五月二十日下田港内

合衆國ウ井ンセス松よ於て
(我安政二卯年四月)

貴君に

我當分下田滞留の正米理知人より貴君と本人と
 庶蒼せし事情を時より本人より貴君に付て政府
 より沙汰おくれい我唯自らの存意を述ぶる事
 あり是政府より我に任じし權は依りてあり
 今衆國との條約を簽事を興ぐる政事あり事
 我に於て難ひあり將々貴君に於ても亦知事
 之所あらん古條約より日本政府と今衆國と
 年徳の趣意あるを知らし
 條約を人民互の誓約より一派の法則おれい他

海舟書屋

に對し新くへきものあり若し合意と貴國政
 府との間に於て差ある時之是を日本全權合意
 小に便し或は合意の使役日如し来りて定む
 へし然る時之を極意双方に於て決定すへし

神奈川條約第五條を以て通

そ合意の漂民及びその他之人外國同様緩
 優より禁固より之とも正法に従ふへし

第五條

合意の漂民及びその他之人下田若し留滞
 ありし其の長寄りに於て唐和衆人の如く窮屈難

居るものありて下回の於ては港内小窓より日本
 里教士里々境内意の修りを行はしむべし但し境
 内ハ改書より改属する地國の記をなす物々館
 及び其の同族族多し歩行をせしむる境内ハ合衆
 國一千の水師回航一見の後極むべし
 條約の取方合衆國土民下回館館當分滞留とあり
 て安全を計り是を扶助するの意を不めせり
 當り當分滞留の意を觀する互善利和歐羅巴此
 習風ハ一國の土民外必は旅仍するの意の修りて旅仍
 状を推考し何人あるを亦一兩行の而しきよ於て余謂

海舟書屋

其の所の地既鎮墓及び政府の保護を致し也若し
 人の業作正しくする時之是を捕へコンシエル官或は使
 者より告げハ其ハ私明一眾科之を以て其ハ法を以て罰
 一各事あらハ是を放ち禁固せしむべし
 或人或は遊興或は習學或は商賣の爲旅仍し
 當分己り欲するありし一或は名臣を借り或は是
 ちを以て或は旅仍する爲我國の學士ハエゲレスコフラン
 スドイッ玉自行學問の爲多年を過し或ハ法則を
 學ハ醫術或は外科或は歴史或は文藝子々習ふ
 有る我等と諸物の學問法令醫術治癒等々修

其或は機械の湖或は技藝或は兵法或は治國の法式を學
 ぶ各當分外國よりありて歸るゝなて高貴の學識
 を自ら推し修む我昔又如此自國の學問を他
 國傳ふるに隔意あり是之を他國索ふるに當ふ
 らば外國人我國に當分滯留するゝ意の修也是
 を以て我土民も又當分外國に任するに時々の
 限りなく適意也

我國に於て外民土人とあは法則あり若外民我國
 に永住の望ありまゝ為る利益を得るあり
 蓋し土人とあはし一境と當分滯留するゝは日本國

海舟書屋

政府の美配を以て互に利益加人とあり也

我土民當分メキシコ地に右住し商業を學ぶ或
 は遊樂の爲に地を滯留せしものありを接待殊に
 西國より来るを以て條約を基くし先んてせしむる
 一然るにメキシコは政府我趣意を容るるに
 事端を用き其に實際の要置を索むる意なく
 して戦争を起し我を敗れりなると於て我等城郭を搦き
 都府を取り取中を従へるメキシコ人我土民に非
 分の遇接を爲し我等思ひ我等實大に罪
 せりしを悟り我等を以て我等凱旋して和議

と結へり神奈川條約中當分滞留の意我は信
用するに合衆國政府の方より於て爾る不之を館下
田舎分滞留の事にて他所同様優りて定め
るある境内歩行路一尺く下の品を政府より求
む唯此法は滞留するあらん然るに若し日本政府
於て其意を如此に執せしむるも何れも滞り勤考有
へし思ふに日本エンペロル帝の殿下の正誹怒萬恩
惠を我政府を仰まざるを不承りぬいそ意を合
衆國プレシテント大統領の義に於て重き事なり物に於
て當るに其權利加人等日本に來るに合衆國より於て

海舟書屋

條約を讀まざる意は甚き事なりして敢て此を
あるに底なき事ありき也案するに條約は於て
許容あるに思ひし事もあせあらん日本政府
是を吾に思ふに十分の理ありとて今條約は
二様の趣意ありて法則を定めしと同等の事政府を
此の政府の趣意は合衆國の附及んで事終白ありし
意を以合衆國彼等より事政府並知ある迄引退
け難く亦日本人彼等を條約中當分滞留の意を
さて退け送る事能はざるに是も合衆政府お共の
關係に一方に於て決する事なきにあらざるあり

互墨利加人のと條約を譯すも能らば又日本
人のと之をわし難し

日本政府互墨利加政府に示告する事難く其の
我考ふべき趣意を日本エニペロルより合衆國
プレスリテント
日書を送る陳述する事或は外名の事より
ある位の士官より互墨利加執政に書して
或は下田貴鎮より外名の事を與ふる互墨利
加執政に書を送り政府の命を奉じてある
互墨利加士官政府の趣意をいふに便利の土地
ありては自らの存意を書し若しをわしとい

海舟書屋

へも他は行はさす一紙は我軍れゆく還る故
にを強き士官に自らの存意を書し送る事
は是らあるものありし時命を奉りかたはあり
我意をわし政府の委任あり

互墨利加人當分下田若館の滞留を許さず日本
政府に於て害なきと明らかあり其人數殊に少
く且日本政府の趣意を示さずも是を基本と
「難し」是日本政府條約を譯するの意我其の
美ありといひ彼等もその意を定むるを欲し
此ありは趣意をわし決りの後日本人

彼等を送り退く——若條約一物を興ふ時と是
 を用ゆるに緊要なる諸物の悉く興ふ事也人士
 地に住まざるを好む時と肉食の許容ありて家
 屋飲食薪を於へざるに必然なる有る若館下田若
 任の許容あれはまう若の諸物を興ふ為る若を許
 容よ一二の意味あるは家屋に住し食料を求むる
 之恩恵を乞ふ事——我下田若館鎮番の爲に計る
 事をも急ぐ急を情むる良策ある——豆墨利加
 政府の慮直實大——不權威あり彼等をして政府
 の趣意を述しめ我政府の趣意を陳る如くせん我

海舟書屋

館等の書を政府に送り日本エンペロルと合意國
 レジデントに於て事を決せん鎮番に於ては條約を
 知悉するに若くは破るるを避け親疎厚が——
 豆墨利加館下田若館の渡来の時日本人給し難
 き物品入用の事——何れも必然あり我大船の備へる
 如き破鎖鉄砲は日本に於て常備し難く水は是を
 興ふる能はざる——網具塩食料パン小麦粉を製
 する食物
 チヤンの松脂のときと豆墨利加館の爲に必用あり
 無墨利加人等所止宿或は若館船向を其意の如
 く——豆墨利加政府と定むる條約に於て若

支ふきとおもふ所の諸事を行ひては思ふ
般まゝの時あるに決まりし趣意を貴國にせし
後權威を以て事をあたはし
可重利か人書願直ありともおもひし事と書しを
携へし事明らかあり若彼書法を狂まの物あり
是を携へし事明らかあり

我命を奉一行ふまは諸事と書記して是を政府
に告げ他方より扱ふ書通はれし事と書しを
日送るあり皆々合意國プレジデント我日本帝國
の事と知るありん我下田の港に来る以外外國の事を

海舟書屋

共々執政日唐國香港より書翰を送りし今我
記す家の書と大事の係り等余のまききり
る以我を写及ひ書分り本國滞りし可重利か人
等天におもふ貴君と應答せり書翰の寫を箱館
り送りし我任と諸事を告ぐべき事趣ありし
り諸事を惟も更に書記を和を謹む我の言
貴君熟慮すし是れり預く我の恭敬と貴
君の信友と事とを兼領せん

北太平洋出張合意國
測量主頭

貴君は好友

下田内奉行換

異國船渡来儀中書付

昨内下野書

去日三日申中刺當湊に於て播磨船を駛入津任毎天崎沖
 合船繋ぎしに付即刻支配向の者通廻を添え是を以て
 合船國商船多船号ゲレター船長ゲタウロシ商人リエドルフ等船
 合船或人系組同小子ウヨルク仕出香港に於て越國船より海来
 之由右に彼等が下田船被寄港に向出帆し軍船三四艘に於

海舟書屋

商物食料等入用之心故に海来仕薪水等も亦取不取
 右軍船入湊迄滞留し夜中付提書相達を交差伏仕
 右舟由國船例に通松前解夏等も亦来に中達し
 上陸取預且積荷物小荷羅紗等外共之商賣心あり
 出に付上陸遊歩の儀を兼肩置一俣當所薪水食料并
 給し是等之宗湊に付商賣を不取成去中達し處由亦
 船より高の取成り難し藉りも通記載し
 心故に海来し由之止沖に上陸し上換文字を枚に出し
 後其配向取柄取紙に和語を註し定約書七条を以て
 貿易取預意との儀に右和解し出に付右条を以て全交易

之助に云々金銀紙を以て食料として外買求方差支を船に以て有
 用之品物と云々出立に於て金銀紙は又出立の品物と
 出立に及ばざる分を代紙進出と云々然るも出立に及ばざる分は
 処条利義諾任然に當り金銀紙持越分を以て上調物に
 紙進出の品物と云々代り出立に及ばざる分は出立に及ばざる分
 不用之旨為之返出に及ばざる分は必用品本無出立に及ばざる分
 之内に代り出立に及ばざる分は出立に及ばざる分は出立に及ばざる分
 品を奉り出立に及ばざる分は出立に及ばざる分は出立に及ばざる分
 之品物と云々報して之を利和と云々出立に及ばざる分は出立に及ばざる分
 之品物と云々報して之を利和と云々出立に及ばざる分は出立に及ばざる分

海舟書屋

廟方為お達と云々難と云々礼謝中々何と云々も徳日難と云々請
 其旨羅紗木綿杯と云々難と云々出立に及ばざる分は出立に及ばざる分

- 一 同六日申上刻又小吳松を駛沖に在る番船向て破泊致し舟倒し
 通乳方と云々出立に及ばざる分は出立に及ばざる分
- 一 出立に及ばざる分は出立に及ばざる分は出立に及ばざる分
 リンパルツ副将リット都人教習指白人志士十八月以前本出帆
 香港に於て二月廿八日回航出帆朝鮮必測量等致し未分渡米
 丸跡船拾三艘退り渡米に付る湊内浅深等相心計書等且
 薪水食料等之諸般帳中を以て留置書を達呈伏仕候
 一 去月廿一日同船將子エルリス、エルリヲト退帆し碇を以て手

箱に渡りて礼謝中述請取中在

右海國船渡来一昨の迄儀中上を依り日記二冊其
書に米利加商人等出を換文字統譯書面を添付
候中上を控退帆之上可中上を以上

四月十二日(安政二卯年)

箱館西奉行の呈ス

君公

歐羅巴諸品を日本品物を以貿易の禁止と爲りて
の通弁人より論及付我共合所の使と 帝國官吏

海舟書屋

林大學既井戸對馬等解込美作等務候との條約其七々
条在之言意中上許容せ 港内合所國の船に
時金銀錢并諸品を以他物と交易を許す

六事より依り我船に諸品を積請交易せん事を企
望む且此儀を合所熟考しぬハ許容を伏候不
候又合所の上決断を待得し後其事を合所
國政府より通達せらるる候に

合所より伏候事を悦ぶ

若録におきて

一千八百五十五年五月十九日

松長 ケ、タウロコ

商人 リエートルフ

柿崎村滞りて商人巨船に糸組退帳の儀

中上在書付

伊澤美作書

都筑強河書

井上伝流書

豆州柿崎村玉泉寺にて滞りて巨船に糸組退帳の儀
及引拂の儀有先達中上書翰追々支配内

海舟書屋

差出の旨和解の旨は...
通達出右渡り処兼伏仕請先達島西豆
人為糸組若館...
乗組今廿一日辰中刻卯辰...
帆影見隠...
和解書冊達書...
卯四月廿一日

曆教千八百五拾五年五月廿九日柿崎村玉泉寺に於て

貴君に

神奈川條約に趣意を呈し利加人共解達を儀有は前
後との應答不始末の事共有之を処私に申す帝國の
可米利加人の退去の心海に有るは其の事大任の當り
必滞留の條有日本工ンペル殿下の賢臣と合意國
士民との有る解達を起り其一条可米利加人の國
レシテントに居論ふる書面は後を其のレ前掲
為私政府に持込を達し其後度右を付し大
幸し玉に存候

海舟書屋

天久由貴君の從臣

ドテイ

下田所奉行様

五人ドテイに論書案

其方魯西五人帰るに上陸滞りて今取帰
國旅を其薪水食料等費用の品も其の如く
意可申立候大先達此方より中達を義に付答す
於又此意申立候趣有るは其右より可至合候
進多政府に申立可取計を留今取を其書面を渡

不中事

右下田幸仍不分達

合系猪之郎

本林山多吉郎

前田右太郎

豆墨利加人止中極儀之付コモトールが差出ル書面

和解

合系國松ウ井ンセス 延一千八百五十五年六月八日

箱館に於て

君

海舟書屋

豆墨利加フリクリウリット 延二系合の二人此船に諸用

あり當所より連歸するいと能はる

故に此者等歐羅巴唐國或は豆墨利加より起く別

船にて歸るあり迄と陸に居ることを希ふ

此者等日本より起ることを望まざる時右の國より起く

船にて歸るすへ

此者等日本作法に随ふへく美隨きる時日本

人此者等歸るる迄に家に入らざる權あり

我恭敬して此京を以る

殿下の信友

北大洋に在る合衆海軍艦隊の

指揮官

若欲奉行す下は呈す

下ケ札

本文日付は在るを望み、時々の必要は在るに
一ルは面會するにスクー子ル船當所渡來せしむ
り別船渡來し上歸る可致し中は此の事

曆數千八百五十五年六月十日若欲港内合衆國船

海舟書屋

ウ井ンセンズより於て

貴君に

豆墨利加フリック小船の松レウレット松の糸組ミシシッピ名
フンシス、ウ井デン上あるもの商人子細有て此地は糸
束の形は止り難し

彼等陸地より止る相せんを希ふ尤歐羅巴或は支
那或は豆墨利加より赴く便ある迄あり

此等の望みなきに於ては引拂ふ初番の便を待て
彼等行状を望みざる事とあるまじし然れども是
を怠る時より商人權威を以て彼等を家の内

閣下込む大彼を送り退る事出有る迄あり
右の趣敬て述べ

貴君の好友

北大洋路向合流國

習学船の司

ネヨンロツトセル

箱館貴鎮 謹言

曆数千八百五十四年

書換三月

六月十二日箱館港内

合流國の井ンセス船に於て

海舟書屋

貴君に

五墨利加スクー子ル船カロラインロフト 船名地中島

を日々待つ事あり

右スクー子ル船五墨利加フリック船レウレット船の系組

上陸せしものを引受上陸のものもその船の系組む

扱束へし是彼等志願あり

忝くも貴君の親友

北大洋路向

合流國習学船の司

ネヨンロツトセル

箱館貴鎮主殿に

令元國船ウ井ンセンス一千八百五十五年六月十五日

箱館に於て

君

五墨利加スクー子ルカロリ子、フト 磁 両三日中、當り下

待つお集り事、エ、エ、エ、五墨利加フリクレウリット、磁

令の主人引續き儀と留人共お望儀

我以榮を得る

号下の信友

海舟書屋

北大洋五墨利加海軍艦隊の

指揮官

箱館主の号下は五墨

箱館貴鎮主殿に

次々名を記す、五墨利加令元心の主人敬て貴君に述

る、我等箱館に在て貴方留留の、免お應の、中屋を

ふへ神奈川條約の、其き、取らん、を、預ふ

我等右、其の、よ、改ら、増、の、達、を、今、登、後

七、時、用、所、に、於、て、待、つ、也、

右恭敬を以て述べ

曆數千八百五十五年六月十九日若館に於て

イドワルト、エイドセルトン

ホレット、ウ井ヒボチ

ウ井ルレイム、デバイトルメン

曆數千八百五十五年六月廿日若館港内

合意國ウ井ンセス船に於て

貴君に

我敬て合意國の土人より貴君への出船に添書

海舟書屋

を得彼等謹て若館逗留の免許を預ふ尤我
 條約を解さる如く貴君の意に於て且月數
 僅の間にて彼等唐土上流へ出船の期を以て
 彼等が今月中の免許を預ふ彼等考ふべき
 其期満るうち引揚ふべき事柄
 其彼等の書中の述べたる事柄に於て其書の
 中よりある一我改事を以て其書に據る事
 らに我政府の趣意ある事
 合意國の土人並に諸島に於て作法を以て
 於ても悉くその保護すべき事あり

我、職務を以て不を見ても貴君金に必及の歐
羅巴の政事、習儀を知らず

貴君見ぬふ日本に於て我、取計ふ義は何も
の地は於ても同様あり、帝命に於ても人肉を喰
ふ如き野人の地は於ても或は歐羅巴或は亞非
利加或は亞墨利加或は遠洋を隔つ島に於て
且普の諸方に於て詔諭の保護ハ第一の勤務あり
右貴君を煩き事、望ま許容せしむ
天にも貴君の真友

北大洋唐國貴向合意國

海舟書屋

習学船の司

フヨロットセル

箱館貴鎮三巻

合意國船ウ井ンセス 号

一千八百五十五年六月二十日

ハコタテ 箱館

我貴君

合意國のもの三人箱館に右住せんを相次て希
りんう為る差出さるる書翰の旨を貴君に告げ

奉るあり但しそ居候と條約と所謂暫時の意
 味と解さるべく唯一二月と云ふはあはれ支那と云
 うべき便を以て居候せんことを希ふに彼等
 六月の旨居候せんことを希ふに其期限より以前は
 明らんと欲さるるありと云ふは彼らと云ふは
 其趣意と云ふは彼ら書翰中より明らあり我彼を
 其悔さるるに深きを貴官に怪さるるに及ばれ
 と是我政府より命さるるありと我國人は何の
 地までも如く保護を要する故に彼法律を因て
 其保護を設け英國と通商するを得るべし

海舟書屋

我今日申して彼らと云ふ付周旋さるるも合省
 必及の歐羅巴法を以て通しと云ふ法政とを其情
 の情を察しあはれ一彼等と帝國又其荒陬
 の地おとしい歐羅巴支那と其利如何の地を安
 りても其強弱を以て保護を要することあり
 貴官の言ふ其勢を希ふ
 我恭敬を以て居候を希ふの榮を得たり

親懇貴官

小洋支那海合省國海軍隊指揮官

ギヨン、ロツギユルス

箱館鎮番貴官の呈文

若館法書に

次の名を記す互墨利加合意此土人等志趣
るに我等日本國下田の一二ヶ月滞留一今若館
より来り此地の一二ヶ月滞留一今唐心上海へ赴
くん等ありスクー子ル船シロイオート船の船主
と約定せしり限過き我等船子等船に滞留
以て難しスクー子ル船シロイオート船にカリホル
ニヤ欲のサンフランシスコ船に赴き我等は他方支
那より往ん志あり

海舟書屋

右有我等スクー子ル船シロイオートは船主難し
若館より止しき時機にあり尤唐心上海に赴
く便宜を好む事あり

曆教千八百五十五年六月廿日若館より於て

イトワルト、エイドセルトン

ホレツトウ井ヒ、ホヂ

箱館鎮番貴官の呈文

下に記せる合省國の商人已に下田より居住し今若
館より来りて一二月居住を許し後支那の上海に赴
んと欲することを此貴官より告ぐ

スクー子ルエセフト 船の船長と其約己より定む故に今
程船より住まざるの理あり 是亦貴官より告げ
奉るるあり

又スクー子ルエセフトにカリホルニヤのサンフランシスコより
き秋吉ハ支那より玉くんと欲する所なり我今スクー子
ルに駕せしむるを得ん支那上海より起るの便を以て
まては若くは居位せんを欲す

貴官を恭敬す

一千八百五十五年 庚六月 庚二十日

箱館より於て

海舟書屋

エデユルトアエチユルトン

ホラスウエヒトホテ

ウイルレムエゼドルメン

曆数千八百五十五年六月廿四日 箱館港内

令儀必内井ンセニス 船より於て

貴君に

去る十日 貴君への手簡中より述べるシニゼンセ人及フ
ランシス、フ井デン 名系船の政節詳来せり 右のみの
永く止る事ハ我希ふ所なり あり

悉くも 貴君の 伝友

北大洋農商會館小留學船の司

子ヨシロツトセル

箱館貴鎮 主君

箱館鎮 貴官の 口上

若館の 於て

一千八百五十五年 六月 廿二十四日

我 貴 君

エ、ア、エドゲルロン 人 スクー子ル (セ) エポート 船 出帆の 備へ

海舟書屋

船の 出来 二三日 此地に 寓居 せん ことを 希ふ 貴君 許

容へ あり する ことを スクー子ル に 告げ あり せん スクー子ル に

告め する こと 予は 先づ 船を 帰して 其 報を 待んと 欲す

合省 國 スクー子ル エ ^セ エポート 船

エ、ア、エドゲルトン

イ、イ、ドウルテイ

ウヲルト

鎮 貴 官の 口上

貴官 昨日 予に 一書を 賜り 予 此地に 寓居 する こと 能
い こと 予に 提督 ロツチエル 予に 書き 賜り あり 申す

云へり嗚呼我茲に寓居するに能はざる乎鎮座は其
 寓居するも月を過さずと欲せざるありしに能く
 病に臥せりしにのみを以て誰の之を貴君の告
 事をせしん我此地に寓居せんことを希ふは極て
 懇實あり思ふに必居位するを得しに我の和榮院
 國のまじりて新約科米利堅は長しのりて
 既に我父母を失へり故に我貴君の面して之を乞
 ひまらんことを希ふ之願くはお逢ひの懇情をお
 へ然るにわが一醫を贈り貴官を診せしを脈
 を按して病の有無を察察ありしに此地の南長居

海舟書屋

住まはしゆへ予も亦右位に於て他の地に於て如
 くありしに貴官許に客にわが速く予に返書を
 贈りぬしに予も亦之を総て能くありしに能くゆ
 へりて速く速く予に答へしに是れ我よりして貴官
 にも告るも予に於て此事に決してウイセンスの提
 督に之のいふにありしに報辭を必し予に贈りぬ
 ふことを伏して希ふにやあり

僕り姓名ハ

エ、ア、エトナルロン君と稱す

貴鑑甚ん

昨日賜りたる書翰中より貴君より投督ロットセル
 入書に留一事を記さる我は地滞りの事と
 記さる事何事の趣意ありや心得難し鎮守の
 沙汰と書か地の一人も此の難きをあらはし難
 地甚く一面談を記さるる病氣と云へ我
 志預ハ実意より官吏とありては貴地滞り易
 きに相違あるや我ハ和意國に生れ幼少の時
 親を失ひ一事あり鎮守に書談の事なれ我
 形も実情も若左様あり醫師を送りて一醫

海舟書屋

師を病氣有るを記さるるありいづれ地滞り
 事ありは地滞りも他ありは地滞りも
 然るに一紙を右返答申す速に返りて我
 諸の事あり一書く相持を只速に返るを
 思ふのみ存くは書談せんことを命を
 下し我の投督く速に返りて我の
 右謹て述べ

前同人

貴君に

三米利加ウ井ンセニス船より出ル書面和解

奉行の思念より因る三米利加人等スクー子ル(セ)エ、フ
ト船より赴くべき事を命せり

我以者等の貨銀を償ふを欲せし且奉り是
を償ふをも欲せし

リト君より米數百俵の代りより高の羅紗を以て
出べき事を希ふ

此為る事以命せしとい程あり日本政府以者等の
當りし留り居るを許容せし故に我償ふと理とせし

海舟書屋

此事止むと済まらばと我思へり

三米利加人止むる儀有る計方奉伺書付

竹内下野守

堀 織部正

去れ朔日三米利加國軍船が通廻一人差越る路取
上り官に者存然中出る付同心右添筆を以て
モートル面會以て一回必蒸多船當り所出帆再渡迄石
炭積置る日今日入津より同國商船を以て男

七人程出所止此宿清夜度古業角之由為之是太
可致左之無之節之彼是西側之儀可及讀判之
之之由結歸中守之旨即之調役下役差是右之保
共相斷大止違之下回幸初之望也之書箱寫之趣也
有之在之付共儀之江戸表之伺置之次第由之之得
共右男女之限止之宿之儀難業角中斷之案石
崇之日之相用之品之付船中之出場出來之其可體取在
間五之之丙歌是之採以之之度右止中之儀之下回
若館之也都之回給之可之之下回之止宿相叶之當
所之難在東譯之之之旨者弘左給之之共版書

面之之可之越之之書面急速本國之飛船之以之在
之之定之軍艦差向之儀之可有之左之西側之
儀出來可致且下回表之之男女若也之儀之數目之
之付定之業角之可致差以難差也儀之之旨者
之去決之難在成之之之條之由書面小之組既
之似可之越之之出之之旨者歸中守之旨者勤并仕之
之石出之儀之船中差之之之之之事實之儀
相之再渡之之之海限之之之之處五之之内之
中儀之付業角中貸藏之為差之積中連在
男女止之之儀之付之之彼是入組且之通每連之儀之

可也之我軍艦に向ふとの意味を非難お分慮も
 所存の旨翌二日調役下役を以て問合書を以て通じ
 答書も亦出され申達を要望せり右船將を以て
 ドールより書翰差越組既新藤証紙に右渡船歸
 り候に付早速翻譯為仕る事取前の中を以て挨拶
 せり候一卜通男女止宿の儀預出申達を以て書面を以
 て座の旨難儀申候旨に於て又書面を以て今朝調役力
 石橋の助并石勘定方其外役の差違に候事取右
 書面を以て申出詰り兩國政府為取替の約條
 の章程を以て得國法との可也為傳の助に候事取越書

海舟書屋

申す候傳此方の事情をも再三認得仕る事取最文
 止宿の旨難儀申候旨に於て又書面を以て今朝調役力
 局との儀を以て申出詰り兩國政府為取替の約條
 尤も難儀申候旨に於て又書面を以て今朝調役力
 日記に於て認入所置申候事取右此中の儀に付るに於て
 何事も次第有るに下回表に如何に申出計り候事取
 分甚心配仕候元末歐羅巴州風一般書女婦子に
 召連教年諸邦の事取寫以て申出候事取石珍趣に
 子 得國法と云ふ事取難隔仕候事取風習に付夫等
 事取熟慮辨知に候事取一双方に於て勸諭も申出候事取

今予等未及也 得國法之觸之屬之幾
重之也力之盡一說得談可仕之共條約面心
取運之儀之之之向後之也彼是之縛之像也
未可仕之深心痛仕之一体止而昔之儀有先
叙下回洋留中若彼表之仕在路之積り多活
未仕之之題中唱之由及美之留同所之於之萬之
論究仕之振申之之受風等之之儀之付下回表之
之不言仰之得在條約之題之取振可申之若仕
活幸得之之意也然之受右風等之之之共活
未婦人等之之連止之儀中之出之付未是之談

且先叙及局中之之通之最初之人止之相之之
條約書面之通之暫付洋留之之之得在之度
中立之婦人等之之許之之之之之之之
居之通承仕可仕内存共之察之同再之應討論仕
其之條約其五之條漂流人其他之之之之有之
其之文脈之敷演之儀之若之之之彼我風俗制
度之之之之之之之之之之之之之之之之之之
之可之之之之之之之之之之之之之之之之之之
共之他之之之之之之之之之之之之之之之之之之
之之之之之之之之之之之之之之之之之之之之之

相觸儀之も不心付却て此方違約不及心助と
 相心違中儀之儀も可之字何事ありて此程中上
 此之速儀條約之趣改て巨細取極之趣之品
 之差障出来仕 御國法も右等可中却て事存
 此等向下方より取越止出中之之共能取
 扱置儀之難出来之旨假令軍艦差向之とも
 此動之之之彼方心取違之趣取之此討論之
 為之思之此之男女之止出之儀中取退
 帆之取之取扱之取扱可中 左も之之得之條約之
 趣今一應此論詰右等之此之彼方中之通止出之

海舟書屋

許不中之之談判初届無可中却て事存心助と
 扱之内早之此等國法之取扱儀之日記一冊横
 文字二通同和解之通コモトール之差遣之書面
 寫此通是上以取等儀以上

五月四日

西書利加軍船分差出之書符并同國人

止出之儀之付中上之書付

竹内下野守

堀 織部正

去月廿三日、三島、利和軍、船を駛下、田表、分、當、港、に、渡、来、
仕、兵、軍、將、コ、モ、ド、ー、ル、ダ、チ、ヨ、シ、ロ、ツ、シ、ヨ、ル、ス、より、書、翰、を、通、
出、在、二、付、難、譯、當、は、多、く、通、を、通、ハ、出、時、下、田、表、に、止、留、滞、
留、仕、る、三、島、利、和、人、より、一、角、書、翰、を、相、見、船、具、必、用、之、品、を、
日、市、を、多、く、買、入、本、國、に、持、越、至、據、國、船、中、に、為、し、備、置、
身、も、箱、館、に、住、居、且、海、岸、測、量、仕、地、番、相、仕、多、く、依、
之、其、者、を、當、地、に、引、渡、し、答、を、待、と、の、意、味、を、相、心、
通、を、コ、モ、ド、ー、ル、より、下、田、表、船、に、差、出、す、書、翰、寫、す、是、
以、一、下、通、り、不、能、儀、右、を、同、所、奉、行、より、差、上、且、滞、留、
不、能、仕、人、當、地、に、送、越、之、儀、も、中、立、何、れ、も、同、所、奉、
行、

海舟書屋

船、に、沙、汰、所、在、之、儀、も、可、有、所、在、多、く、存、在、得、
般、織、部、正、一、名、を、以、下、田、表、風、情、を、趣、兼、及、以、痛、心、
修、り、箱、館、表、に、渡、来、止、留、或、は、官、吏、等、之、儀、風、情、中、
出、る、時、の、可、し、も、自、然、序、時、角、も、存、在、之、儀、を、相、
心、得、可、し、も、百、萬、之、應、接、掛、に、在、仰、渡、す、扱、仕、度、
中、上、之、等、不、能、為、風、情、送、之、奉、二、付、條、約、を、通、諸、より、取、
扱、可、し、下、田、表、に、是、別、一、如、不、能、仰、是、旨、を、仰、渡、仕、程、
儀、之、付、右、扱、不、能、易、書、面、下、田、表、船、に、進、達、す、不、能、儀、
之、書、翰、を、在、之、以、一、人、より、も、下、田、に、差、出、之、儀、多、く、
之、相、察、し、之、も、第一、下、田、奉、行、に、中、立、何、れ、も、儀、も、

之今取中々之通若便私等有之此此地に於て之儀も
 難計其節之難業に届後精々可中論を以てコモトール
 中々之趣も亦々先達に於て之為に諸品積込所
 に濟業可致旨外紙に置手紙以て之儀も有之鑑
 鎖其外積込所之即之一下通之儀も伏仕旨
 且條約書中之儀も亦々中々之上に於て今一應萬
 之諸論を以て遂大採深に之一体之意味合了解為
 致之旨見据を以應接掛之面に之旨仰渡り仕
 度此度相儀表之取扱は之迄下田表之儀振合も
 之旨之旨付連も之能止宿業右制之儀出来申旨

海舟書屋

貴部之書存に於て之如何相心得可申哉差掛係
 三付早々下知事致儀

一 同十八日渡来仕て同小鯨漁船に乘組居越之者
 内四五人船内前止り為置唐国便船之如之者
 船中中々之旨難在船中論之旨之旨コモト
 一 此漁業之旨又中々之旨前番歸國之者に連係
 越之知鯨漁船不自出帆外同此船一兩日中風順
 次第香港に向け出帆之旨何分歸之旨仕也
 く亦之旨申之旨下田にスクーブル船渡来以て之旨付有
 為系但歸國為仕之旨當分止宿之儀申之旨全

く便於之ヲ強越止端不叶船主共々當惑之ハ肋内
 實無條儀相叶事申右スクール船渡来之趣も
 臣等之旨條約第五ヶ條之趣も其之義由之受控又之
 人中出之間相叶之旨同抗帰國者之旨何分右預
 存旨コモトール中之旨同人より便於吹寄必々積
 書付取置改定之旨止端當此右之改定も同條
 儀中之旨留取計方如何相叶可申也

右之趣も何事も不容易儀兎角彼ノ中條乃強越之趣
 之浮也申之旨も兼知不仕別無使節差越之旨之取
 かり相成之條約ノ外ノ事々々條約中申出之難計

海舟書屋

其上彼國ノ事情も亦分位者之常ノ事也容易不
 出来之申之上下共心得便船之強越之旨止端不
 叶船主之旨組とも當惑之旨之趣且國民難儀以申
 事之及戰爭之旨も後々日申之得之抗強之由ナリ先
 蹤之揚申之旨儀も之不容易儀之旨萬之海廟議相
 同之上ナリ之旨何分一己之決定信兼以上取計方等
 臣等愚事個度存付下回事也其旨書面之趣も
 美贈之書面譯書之條約序文候取文下札仕付陸参
 考之旨在渡来書之條約許容難申儀之陸参以
 彼國政府之陸掛合有之條約之序文候申引直之旨

其多其永久摺通之執難在東部之も亦存之依之換
文字本條或通和解其且此篇有差出之市紙或通
之留置右和解或冊相添奉個在早之市下知且存
其仕奉奉存之以上

卯五月

條約在文隨之内屬之奉伺在書付

堀 織部正

一條約其四條不漂着或之渡来之人民取扱之儀を
他國同執緩優之有之閑執之儀其旨を云々と相

海舟書屋

見之故文意以字之解之其所之難民其外海外
諸國之人市取扱之是迄之市續を扱之陸實曲り
市從之市取扱之事之市之市上陸遊歩之市市
許之難之儀之心得存之市彼之市之他國同執
之市之他之市之市之踏之歐羅巴諸國之相互往來
其市之振合心得之市之相傳之市之意之市張心之市
得之市之市之市國之市任之市勿論書之市要之市遊學
之市其市一地所借受其心之者之市計ハ市國之
存之市其市門之市之市之市之勝之市其之市
之市所之市所行市及之市可也

一 同第 五 條 合 意 國 の 漂 民 其 他 の 者 共 當 分 下 田
 若 儲 運 留 中 長 寄 小 於 唐 和 蘭 人 同 於 閩 菴
 窮 屈 之 取 扱 之 事 有 之 在 右 之 他 の 者 之 事
 其 之 漂 民 之 外 普 通 之 人 之 事 亦 亦 亦 亦 亦
 之 前 日 合 衆 之 漂 民 之 相 漸 次 其 他 之 者 之 事
 其 文 後 之 玩 味 之 得 也 合 意 國 之 限 之 其 外 他 之
 の 漂 民 之 事 中 義 理 相 當 可 中 部 早 之 意 者 之 事
 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦
 國 の 漂 民 及 び 高 人 之 解 一 詳 中 之 事 亦 亦 亦 亦 亦
 右 之 事 四 月 廿 五 日 采 人 分 下 田 幸 初 之 差 出 之
 趣 之 以 第 條 表 之 差 出 之 事 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

海舟書屋

より 廣く 高客 歐羅巴 諸小 通交 路 始末 也
 申 述 漸く 右 之 事 入 押 付 之 意 意 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

下田幸初の差出の事
面を参考して記す

右 之 他 の 者 之 事 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

右 等 之 屬 之 應 接 掛 之 序 尊 之 上 委 細 之 意 味 萬 之 被
 仰 派 之 扱 仕 度 尤 亦 内 下 中 之 先 後 中 取 扱 之 儀 之 事
 其 亦 共 其 後 於 下 田 表 采 人 之 中 之 事 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦
 其 得 之 一 事 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦
 之 序 趣 意 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦
 中 之 事 早 之 序 下 知 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

卯五月

別紙箱館表に濟東仕立の正美利加船の差出の書
箱和解類并同所奉札の奉伺の書面とのを以て
所下私共見込の趣の事成るに依り得る意篤に
勘弁評議仕立の事品に奉伺の書面の中詰り男女止
宿の儀に付條約面誤解之處あり双方談判の違
誤事致向後軍艦差向とのを所動とのに見据
るに如何扱ふ可申断たる事とのに條約の趣
令一應は論詰相成る迄は彼方申すに通止宿の
許不申すに去談書外の趣可申然るに後未迄條

約の書面の中發輝と不仕一事の兩扱を取れ夾角被
方辭柄に仕る條に私共存察の趣をも由尋ね置
て治定の事相候處との言大至極の儀と相付
一佈の事端條約面を根柢に仕る趣ありに儀に付
私共見込の趣在中上在

一條約其四の條源の各或は濟東の人民取扱の儀に
他國同扱緩優の趣に同義の條然り亦之と有
るに私共最近談判仕立の節に存込の所國地
の儀是迄外人を拒絶する者も偶漂流人等
を以て禁獄同扱の取扱を爲すも必竟邪

宗門之嚴禁を序立据り成る所場合より生る所仕
 末も其れ他國より是を論まきい海外萬國之比例も
 多し嚴刻に所至に付向後右等々所扱多し他國
 同様所差有閑籠禁固以多し儀其等々所扱「唐
 者豆火利加佳第彼理熟預仕に付其意を認取る
 儀多他國之字差禁固之例多し右等々原他國同様
 以末を相止め可なりと云ふに「法度」此處相導り自
 儀に儀に仕り處多し中「相」得談判仕儀に所仕在
 一合衆國之漂流民其他者共當分下回箱館逗留申長崎
 於て唐和黨人同様閑籠究處に取扱多し云々

右其他「」もの「有」を「總」之「渡」來「船」之「系」組「者」は「そ
 て中」之「事」も「當」分「下」回「箱」館「逗」留「申」す「長」崎「に」も「漂」着
 之「場」所「に」より「武」港「に」中「に」護「送」し「て」本「國」船「に」乘「り
 於」て「其」地「之」宗「院」明「家」等「に」差「置」し「逗」留「し」て「右」り「渡
 來」之「船」之「系」組「に」も「の」ハ「薪」水「食」料「等」積「入」し「外」而「用
 右」等「に」も「中」湊「内」之「船」係「泊」滞「留」民「を」中「に」も「留」て「五
 里」七「里」之「間」に「通」り「上」陸「禁」止「を」も「取」免「し」長「崎」可「於
 于」唐「和」黨「に」も「如」く「究」屈「に」所「取」扱「に」付「も」も「古」に「疎
 判」仕「り」儀「に」所「仕」在
 右」も「私」も「も」其「節」疎「判」仕「り」心「得」之「由」に「付」も「以」て「宗」若「館

表之中、之趣、先叙下田表之中、立之書翰と
都々同括之次第、古書翰寫とも美出の趣小有
之古書翰の儀、付之先沃向之、廣く市界お成
夫々見込の可中、詰り向後、済来、船、條
約書面と品々敷演、路、勝、事、の、中
蒙、其、振、之、都、之、序、手、敷、心、配、の、お、能、り
際、限、も、之、の、儀、付、衆、論、由、取、捨、之、上、何、し、由、之
彼、方、政、府、に、市、然、合、お、成、候、之、序、取、極、之、お、成、在、外
是、所、置、之、の、心、配、も、去、是、又、不、容、易、事、端、之、付
卒、爾、之、儀、ハ、至、成、難、一、片、之、所、議、採、擇、之、上、天

下公共の論を以、島々、序、論、之、を、為、之、可、然、尤、下、田
表、上、陸、止、宿、等、之、儀、ハ、島、人、帰、國、之、窮、迫、を、故、に
筋、之、之、島、人、も、お、預、之、願、も、之、之、聊、其、宜、恕、可、之、
成、之、意、味、合、も、有、之、之、之、箱、館、表、之、儀、ハ、今、之、條
約、面、を、核、據、之、控、廢、け、申、立、之、迄、之、儀、之、其、辭、柄
日、不、相、立、之、之、在、一、傳、之、所、廟、策、申、定、之、之、以、前、粗
暴、之、所、置、之、之、之、之、序、取、極、之、難、お、成、場、合、も、之、之
表、何、事、之、も、五、月、後、測、量、船、渡、來、之、之、ハ、未、之、由、定、策
お、立、想、俤、取、束、子、何、之、か、序、定、策、所、理、之、も、可、相、立
儀、之、付、先、以、序、之、儀、ハ、以、後、迎、候、系、之、之、迄、是、重、積

りて以て還り申す規程之書此原取極難之書一書
面等を以て置替時漂流人之見据水食其外相應
相與に後事を詳柄をも不承取不取締筋も
其取厚く心附可取扱古に何處可無其書存
何事も國家の御大事に儀有評定所にて海
防掛一同に申下すに事萬に評論と詰申す中
寫して取捨の上取知事為其書存私共評
議仕るに題書面に通所存依に其年下す書
面類返上仕以候申上在以上

五月

林 大學頭

海舟書屋

井戸對馬守

鶴殿民部少輔

伴澤美作守

五墨利加人止宿儀有評議仕るに題

申上在書付

寺社奉行

松平伴録守

大目付

海防掛

池田播磨守

吉勘定奉行

川村對馬守

岡田備後守

目付

臣等利和人止有書々々儀之付若館奉行相領書書
 面古應接掛之付下々々々々々付最新談書仕立書
 之心好方中上々々書面片流成願之旨一覽仕立書五人
 止留之儀條約書面解連之双方以連々々々々條約之
 趣今一應以論詰在案之迄之止有書許之旨之儀談判

海舟書屋

初屆魚可申狀之儀條約書中發輝之石仕一事其後
 之取之儀應接掛之儀之止留之迄之儀治定之儀
 何處之儀館奉行中上々々條約對之申之趣而調
 之儀之儀通之儀在

一 第一々々條約書或之流事々々人民之報之儀之他之同
 探綴儀之儀之儀之儀之儀之儀之儀之禁獄同儀之儀
 人之止留之儀之儀之儀之儀之儀之儀之儀之儀之儀
 取扱之儀之儀之儀之儀之儀之儀之儀之儀之儀之儀
 取扱之儀之儀之儀之儀之儀之儀之儀之儀之儀之儀
 仕立之儀之儀之儀之儀之儀之儀之儀之儀之儀之儀

少可中飛去正法之彼におおきく此處におも自修
 儀之仕りおと申すお心持談米仕り後海接掛中上下
 此處禁烟を許す儀に之をいへる何れ子細
 由多しを得た彼に歐羅巴諸物同様自由を働
 其心持お守り留條約之文章を深く味ひて
 和文之方を中文に通じ取り可申す去是以此他
 不同に錄儀と有し之禁烟不録儀と有し
 難多極漢文之方を漂民におも合意を人海
 外諸國之俗と同し從容に水を得し一と有
 之様文字を合意を漂民及土人その他之諸

海舟書屋

國之去る如く自由あり一と有し之を
 自由あり一と有し之難お申す是止り之儀を
 出本多し之文脚に之を在

一 第五ヶ条合意を漂民その他之の共此方分下田若館
 逗留中長崎に於て唐和常人同様閑籠に於ける
 取扱多し之と有し右その他之と有し之漂民之
 外を廢く一と有し下田若館逗留中と有し之漂
 民を漂着し揚和分二港之内に護送す由を
 此處寺院明家書に逗留者政又之他海來しもの
 八港内禁泊逗留者之と有し之定し里敷上陸遊

歩を免し長崎にて唐和菜人を扱を扱く宛居
 仕向を多し積積お仕多言 應接掛中上
 此儀和文を多し本文を婆もお見も多し
 禁海と中文を多し其書面を多し船陸を多し
 別を多し儀を難出来漢文を多し合流を多し漂民
 及びその他を港を多し其の海港を官東を多し長
 崎を多し唐和菜諸人を扱くの制を多しあつて
 水を禁海を多し其の有り様文字を多し合流を多し
 漂民及びその他を人下田及び其船を多し一時寄居を多し
 考を長崎を多し其の居るを多し唐人の如く籠

海舟書屋

其の如くあり有し尤漢文の方こそ唐和菜の外
 諸人を多し其字も難し居るは其漂民を冠し
 上を其鮮人其外漂民を多し其の唐和菜人
 を多し其の館内を多し其の居るを多し其の筋
 を多し其の取しを多し其の港を多し其の湾を多し
 其の儀も多し其の既を多し其の四方を多し其の七里を多し
 其の若館港を多し其の規の如きも多し其の船中を
 其の御の如きも多し其の押切を多し其の取しを多し其の取しを多し
 其の通を多し其の若館表を多し其の金く糸約面を多し
 其の海を多し其の中を多し其の途を多し其の辞柄を多し其の中

立も只々々々々々々々々々下田は夷人寝食を給
仕女を置き下田奉行の相領は苦もなき亭右
中上之趣を以余人の可申謝辞柄なき早竟右振
之次第に付箱館奉行の相領は義と相領の旨前書に
趣を以箱館奉行の相領は振取調方にもせし尤
室初に不容易也合方にもせし是も應接掛松の
二骨折平穩に取纏め其大功于付聊之誤り是
非もなき義を第一不手際と心得一時過を覆ひ
振るは答申上は後以運々無念を以第一大患を
醸し多々々々々々々々々々之義是之諸般を為忠

其も水々泡々木年既に私共ふあても今般五人
難問に之々々々々々不心附居在之程之義應接多
端多不一守心等之之柄自然疎落等有之
旨段の之もなき徳志素より伶俐其尤長一並
多期に多事にも可々々々々々相見容易に疎密可
以届といふ事存在於前書由答申上之通之趣を
以應接掛之疎密引詰腹と後末之規定右之条
約再附録之も為取留之程之出来積手堅く見
込申上之義に於て今一應序目之上程又私共は
下下之之程に於て任意多存之儀之為然其書之由案之

調入所覽此後中以上

卯五月

應接掛

古達案

三筆利知人止宿儀有先達五人詰書
題意付程中其於此向條約文原を押
へ彼方より中其を落空前談判に題意を
多説破却に見込十分可有其書程又一回
多存寄中其を報可其後事

海舟書屋

前連名

第館等其相領五人止宿儀有應接掛古達
見込中其多題費通仕並其座も其見其程中其多
其元本今程々コモデルロツセル條約以兼詰書測量
一之本國出航以多一途中にて
高國与條約其海を義を使節代アームス其儀り其由
多日本海測量預と一之海軍以多其多其有之素
より他由に應接し其後前其多其既之下回其於てス
一子ル船分強し其を五人引其方其儀下回其於中談其處

其後之無主題を以て取捨を極く儀と自條約面を逐條と
 同答の多しを以て無於義多を存するもの文意を以て以
 論おのづから論議論議負いありて次第も可なり哉
 之上止る儀を談判の由を見出し無き事有りて内
 條約附録本書持来し一書款又モコンシユルアケントを設
 け下田の巨墨利和人渡来可成る事有りて其諸書之儀
 下田書引に引續て執原に依り會々の精心を凝し一書寫
 宜極設法可仕儀と事存せし去條約書本文を留分
 逗留横文字を一時寄居せし有る上之果逗留難
 未成と押切蓋可申大失違スクリ子に新より巨女

本義を儀部筑籙河守中越其節不相成後書之
 にも下田今更止宿所差免し事一決し本成業
 有りて下田書切ありて必死を極討論可仕儀句
 論し其好結りて事月限り書し以一時
 止宿夫々も許容と治定不成就も事申す
 合を決す事一官書裁す事好結解達も事何取も
 厚中議の上も彼方儀伏不仕眼書大患を引出一可
 中掙取も事一書其文中に書分或は一時分書儀
 上付實際限滞も事一書儀を決し難本成事を取
 極に置一時逗留も事一書儀を可悉知と事存す事

然其向吳人止需之儀者蓋多ア一タムスガリ中其
條約附録持余之於下回得与及謀案可中其官
者亦決之迄其孫美之儀難在既其以公服之
其以當分或之一財之置之故其時宜以公之儀与
心得取計之予も不苦方若館在仍其在仰深跡之取
扱方之儀之中固其利也厚之在位合於見込之也
其民在之方与事在在法中上其以上

卯六月

滞留之巨量利和入差出之書面之儀付

海舟書屋

中上之書付

井上信濃守

岡田備後守

所願所宜物拵等材五泉寺之滞留之儀其巨量利
加人リユツトルノ儀當時同其人等之相成其之儀一
獨逸國出生之同國之儀も巨量利和同取日本和
親之結ハ條約之立商船其外渡来以中一志願
道之有之幸ハ今般同人滞留も其之儀付本國
之懸預者和叶之儀之古預之懸相認之書付私共
之美出吳之船生達之通廻堀達之助ハ中上之書

面相渡の由

市文達の助に相渡の書付の儀は是れ違ふ處
有るは程の内意相候の儀に存候

去々七日外應接の序中申上り引合の上改訂書付為
是出達の助に相渡の書面一同翻訳申付一覽候儀
至前書中より趣意の不可用儀に付其旨
中論書付差所一々又横文字書付封封差
出候付未だ披書翻訳申付の處全く前書より
一々書付の誤り申上り從私共の政府に差出候
為候に書付申上り候

海舟書屋

本文預書の儀は此程の内意伺に添上り書付
其儀差出候事有る最前差上り申上り有る除
別紙添書に付是れ却道和解為致是上申上り

別紙の趣意も同様に應接の儀の差出前同様
為中論書類不致の事申上り其儀不取留儀に存
其得在右應接の者及内話の趣に付是れ同是又
為認取公帛四冊相添候中上申上り

卯八月

八月十日應接の節五人内話の趣存の通

私事ハ獨逸舟中。フロイス王ニテ官ニテ父志アミトミラ

ル海軍海軍官ニ有之過リ魯西人ヲ護送シテ一ノ船主ハ

船將官ニ有之私一國政府ニ内命ヲ受ケ本國ニ

軍艦其海濱ニ備用ニテ莫吉利島西面西事利和

等ニ如ク數十艘難ク内陸ニ軍艦差向ク海ニ去リ

年數ヲ費スルハ巨量ノ利加旗下ノ附屬ト名ク一國

ニ渡来スルハ一時様ニ應一政府志願ニ趣キ之ニ内

意ニ以テ之則其證書所持シテ在ル上ニテ文庫ノ

書物取出シ一見者政ニ有テ付容易ク採擇シ後患

難計何トモ相答ヘ不中ニ得在ル其意ニ何モ一覽

海舟書屋

仕ニテ獨逸語殊ニ其字解歐羅巴州他邦ニ文

字トモ異ク付解ニ解ニ得テ撰政ニ印書ニ

相見數人ノ印形有テ何事ケレタ船再渡以テ其

書物ノ書物歎ク一船將一國ニ證書類一見可致

多分一十年内ニテ再渡可致再會ノ期も有テ之

其州私ニ官職ハ可分ニ其言語意味ニ合み笑

ホウノ物語仕テ

右ノ趣市内ノ中上ノ以上

甲八月

山善房後
本林山多吉郎

曆數千八百五十五年九月廿二日柿崎正安

帝國江戸宰相貴官

以封書下回奉仍貴官不於々辞して受きふる止
を後直に帝國宰相貴官不捧きふ時様と
及り希く其事情に依り且以書牘重大の
意あるを以て帝國政府に於て實大の所置
ありん事一紙

恭敬を盡し政府の判断を名を記す

リユトルフ

海舟書屋

曆數千八百五十五年九月廿二日柿崎西行

下回奉仍貴官

貴君皇上に於て書牘を辭して受きふる止
一得きふ所を以て貴君を以て實大の所置
に必然の理に然るを以て予船主と共に此地に直
に書きり我輩に實大の保護を以て航す
るといふも獨逸人といふも貴君に辭して書牘を
受きふるに於て是れは帝國に於て在るに
寧ろ貴官不捧く願くは貴君を以て速に送る
給らん事一紙

此類を辞し終らざるに於て希ふ事ありされ
とも若し辞断し終らざるもあらず初渡の船
日之出地より江戸に航し此書箱を捧げ奉らん

貴君の從臣

リエトルル

八月十一日晝八時半時頃私共當分を附居普
請役赤山多吉郎を附出役矣世儀之助
并通親志筑辰之郎差添為之合居小人
日付中川渡助一同玉泉寺に居越渡り留

海舟書屋

以方

之無人應接仕事趣方通

昨日書面差之状を前右類不都合之事を付難取用
旨相違之旨不都合之儀如何も難解且難
取用趣事初之旨書面状又其儀難叶
之拙者之書面之旨不都合之旨書面之旨相違之旨
中之趣引取之旨不都合之旨書面之旨中之趣引取
過利又封書封通差出之旨難解之上一箇之旨
致之慮矣張之旨不都合之旨書面之旨難之旨中之趣
之相違之旨不都合之旨書面之旨中之趣引取

中より其を得共五里利加人別に限中出殊に魚の西
五の奉松貨流滞日一條に付する其方と魚の西五
に双方の事別所は差出の書面は五里利加人の
書裁有るに付生國不相當時五里利加人の
を得る令其國人に相違せしむ先達中五
里利加水師提督書に中より歐羅巴等五里利
加に習風を以て一國に人民他邦に至り其土民を
も趣に有る假令本五里利加人も獨逸人に別
に入地は濠洲に上る獨逸人の取扱可致其
方五里利加人別取上陸免に儀有る若五

里利加人の事にて其を得るに於て取扱の助に
五里利加。ペルリ魚の西五。フーヤチの條約取極
其本人の得たる若一。向後他邦に人別を再濠洲に
其の上陸等差免に儀助に其は我に風儀に有る
歐羅巴其外に多し他邦に至り其人別に加り而も本國
に爲る事を取計に習風にも可有且此も尊卑を
不顧專ら國を報る意味事情に處は深く相察し
得る我國に法度して其方と所為不相合し
將出所におきて其取扱の儀他所に事をも失張先
前取扱のその關係以て其方と書面當

所多不取用上他所持越々も別人取用を筋ハ
 決多々々殊々其地小於々其方滞留中如以厚く取
 扱ハ今又他所多可取用を相拒多筋多々尚先
 刺差出々書面奉外取扱書ハ取有々下四奉外取尚
 所々不置事々大小と々々土地附屬々儀々萬端可
 取外政府々委任有々事々成否ハ其情態々字々得
 其夫々可所是威権有々右書面も扱封々取儀々
 有々然々々本國獨逸々々中々々々々一筆利知人利
 々其方可中々筋々々書面付々々々々々々々々々々々
 無人

海舟書屋

只今々内口上々々不都合々々意味萬端詳々々分
 り書面儘々落々仕々然々々ゲレタリ松書外再渡
 々上乗松以々々一應引扱ハ翌日本國獨逸々々
 旗記々々渡々々々々右書面差出々々々取用可
 相成哉

以方

甚儀々拙者何々々難及挨拶々相達々々趣詳々相
 分り書面儘々語取上々々外々及談判々儀々々々
 尤書面々儀々付尚不分明々儀も有々々々何處々
 示談可致哉

五人

右書面の意味は幸約より江戸政府に通知通達
下儀ハ相叶旨哉

此方

書面の意味政府に通知可成筋に幸約前
に於て書面可成取用迄迄儀を早竟其方一
筆利知人別々ありおから差出を付難取用
疾速事々々

五人

此達之趣委細承知仕在 最早書面之儀有聊

海舟書屋

不分明之儀之故

右之談判相漏七半時頃一同引取中候

下田鎮基足下に呈す書翰譯文

千八百五十六年九月廿五日下田の合衆國

コンシユルゼラール館におきて

下田鎮基足下

一 今月十三日貴君ふ呈き書翰を付て使者を以て
上の返答を得たり

一 予願ふと以來我の書翰の返答を書面にて達し

給ん事を其故と考ふるに明らぬ所を再々述るに及ぶるにあり

右書面より返答の事、其日高官林井戸澤、澤野殿等よりコモドル館ペルリ名小庵と送りまし、時と同様の事法あり

一 銀兩と日本通用銀と替ふ事の我々新の返答と左の二條より申す事

第一條 條約中、墨利加人の送る諸物と政府役人より送り其價も又役人より拂ふ事

海舟書屋

第二條 墨利加人の通用銀を渡さるる日本の控より因りて林ふ事

一 予答ふ條約より因り總て墨利加人日本より本領の食料其外を政府役人の手を経て渡す事、其實たり然れども以規程を定むるに彼邦より事を計ふるに在任する所のコンシユルゼ子ラル小の聊關係あり故に賢良の世界一統より其法を違背する事なくしてはコンシユルをり除く事を得るなりとせば法則を候り

一 此法則中に其人其家及び其召使は然る事あり

られざる事あり

一 爰に緩あるの仕法より自分及び召仕或は勤仕を
劣者を以て隨意に裁減し得決して其官の
人を無理に裁減する法則に因りて閉る事あり

一 予は近他の術を用ん事の設もあらず一故必
用の物を政府役人の手を経て得ざるあり然る

とも今月三日フィリスゴウフルニユール強基小告等

一 此役人の手を経て得ざるを唯當分の所置
とせん事を今爰に再々述ぶるを速に住所建
らる諸等此職人退去なき當時我は仕へ給料を

海舟書屋

拂ふ者の外能分の人を用ゆ事を断らん事を

一 日本通用銀を無事利和人の流さるる事候
然る予答ふ此の如き法則を最々述ぶ一紙柄に因
りてコンシユルセテラールに關係をなす事なり

一 或人予に告ぐ不意に日本銅錢幾個のフレガット船サ
ンセント號の士官小舟用祈り於て替へ與られ
し事を亦日本役人も控へ従はざるならん

一 爰に述ぶるドルラル銀の位一般に日本人の如き
其商の間を予必用し物件を得ざる事候をさら
ん事を予まを要する為め日本の通用銀を切さるあり

一 尚書一 條あるは若く下田の如くトルラルと云ふから算
 出きり是等大抵壹分三箇と量目あり
 一 箱飯におろてトルラルと云ふ位を以てき分三箇
 と取られあり

一 予我の政府より命せらるるは日本政府より於て
 此等しに心を付せらるる事を且日本政府の廉
 直に潔あらざる不然て我の政府證きと疑ふ
 事なく此不心を直に改正あらん事を以て

一 貴君子に約せり我の必用と云ふ條々の諸物と日
 本人と同様の價を以て得ん事を今予此約束

海舟書屋

と通ん事を以て貴君子に預ふたり其故をトルラル唯
 き分通用せらるる間と日本人と同價を拂ふ
 べき事と予買ふ處の諸物と三倍多き價を出せ
 事と欲せむと云ふたり

一 予貴君子に預ふ日本は政府外國を條約或結ひ自
 然の條約に極めりしを以て諸民の權は後
 の初まりと勘考あらん事を且貴國は一二條と
 古より定らるる其等情事今と甚遠なり故に予
 希ふ此條の事を容れん事を是れ日本の全權よ
 りコモドール、ペルリに送らるる書翰中あり全權諸

賢る曰我國に於て古きに隨從するに我等既に於
予今の財勢小ききい悪しうかへしと見ゆ
前條の趣恐敬しを述る所たり

帝國日本小於て無墨利加

合衆國コンシユルゼ子ラール

トウンセント、ハルリス

右も真譯あり

ハ、セ、イ、セ、エ、ス、ケ、ン

異米渡米に付取締筋其外儀相伺ふ書付

井上信濃也

海舟書屋

岡田備後也

欠乏品代買加金儀に付中上を書付

異米渡米に付取締筋其外儀相伺ふ書付
いつきも美向を儀に付産を渡在物中欠乏品代買加金
美買し方へ取い今般豆米利加官吏假りも滞留為
致るに付中上を倒し責情諸物價等搜索研究可致る
勿論且此程に用所おめて應接し即滞留中諸式其
土地普通通し直取を以相各々趣中付其通可賣渡
旨及答を儀も有る亭前書買加等其停美買し中
ハ物價の高低不都合儀等發覺可致る必然にて

然了去右一事之其之於之乎件悉之疑惑之據味
 上諸引舍等也自然美練之振成之流害之程深之
 心配仕之留美向右冥加之儀ハ私共限り之也美免一甲
 慶幸存之得共生達之薪水食料代之儀中之其甚
 之仰濟之趣も之之手限り之也其難取計之同相窺
 之儀多何之美迫り居る之有可取集之為冊之内右箇
 條之分急速之下知所産多振仕慶幸存之儀之別
 紙之以此限之上展以上

辰八月

別紙下回幸行より異紙添来り付所取締筋之外之儀
 相候之書面并右書面之中欠之品冥如金美免一之
 之儀之付再應申上之書面とも在来下熟覽勘弁仕
 要却之不相當之助も右見之不申尤武中異人假休
 息所當分ニ之家交代假陣屋之為相用可申との儀之
 此程大風之同所来り潰損一箇由之付右古枝木等之
 修下右場所ハ為取立之方之可也之也留尚又取
 調相候之儀之可有此在之欠之品賣渡一ハ冥如金之
 儀之格分之割合之成之取人渡一直渡進之也
 價之引上渡来り之然之毎之種之苦情中之由之也味

度官更渡来在留滞在在付分を尚又夫々一俸を坊
 合考夫々研究を加へる心組を右見改定如何振て詰
 難を相考す可也難計元来航海もその生命も拘り
 難儀を以救恤して薪水食料石炭船中欠乏品
 之度海可和成之仁郵之趣意を出る助に度座の事
 却多不慮に措置と申唱へ彼等後来に辞柄も可
 仕裁既之改程有吏より美出る書面中にも右等々
 案を相合する儀付分是迄之に真加金之儀ハ
 度差免し和成可出尤退之吟味詰原價之立所
 りの上之に國地一俸之賃税も相定可申之に留其通

和何自之と聊益不益の事と和成の儀も其解
 之々条何事も相考し見込に和成の向序同方疲弊
 已相省すに締向も相考し案之に不絶是松入津も
 有之に内場所の儀詳に官更も在留滞在程に美纏
 何振度手數之儀出米可申難計に付分之に下知
 有之に方之存留都之何に通取計の中尤欠乏
 渡し和原價之復し之上右由之に真加等中付分之尚
 又可相何方之仰渡可出存留私共評議仕和成
 度下之書面並通返上以毎中上在以上

九月

跡部甲斐文子

土岐丹波守

筒井肥前守

何澤美作守

鶴殿民部少輔

一色邦之輔

岩瀬修理

大友保右近將監

津田半三郎

海舟書屋

千八百五十六年十月九日下田に於て西聖利如合衆國
とコンシユル、ゼラール館に於て

下田鎮臺貴下に

一 今月七日貴下との談話小於し予れ述へし事
聖利如人日本小貨幣を持来り秤量を以て金
と銀の混と換へらるる事を但し再ハ之を濟
す貨幣を作らざるを減少あるの故尔之を爲す日本
政府へ百兩執り五分と與へんと
一 之を換ゆる小秤量を以て其計等を以て其
事と貴君の意小適しり依り予れ此事の爲る

つきや否を試しんもを釣せり

一 新しき一分銀を秤して見ふに三分を「ドル」小
比まねい其秤量百小付五分半餘の不足あり故に
銀「ドル」小對して大なるお違をたふさ

一 然し家々予き總て是下の所望に應せん事を望
まて百小然き半餘の損致あるといへとも當時
の所望既不足下に述し如く銀三分を銀「ドル」
と引替へんもたし減事を免さむと覺悟せり

一 我々爰小貴下小我懇情を敬をあうまに

日本帝國小然とる巨米利か合ふ必め

海舟書屋

コンシユルゼ子ラール

トウンセント、ハルリス印

右真譯なり

セユスケン

下回き紙下れ

書面三々條四々條と趣勘弁仕る事官更中より
を「ドル」目方七知をト部層程に相當を得共是迄
諸取置る分無國境をこまき英吉利を外國
之分も亦目方輕重不同に所産を皆取調を

一ドル平均六分六分余官更中五分目方輕
く官更平均を目當に改一吹減を請取るに又
き量目とは是迄一ドル七分七厘ト部厚に是迄吹
減の償多分三請取るに不仕るを不益と
右年元来不容易筋に付彼方中分を以り是迄
浮遊の間時程右伺望の趣旨下知に次第に寄
於精引合取調中より取可仕る

三書利知官更上及應接儀付内密中上小書付

井上信濃守

海舟書屋

岡田備後守

岩瀬修理

此程美上三書利知官更差出書付儀有一昨
九日於所用所私共一同右官更上及應接の箇條
内金銀双替の儀を元来去宣六月中彼國使節へ
ルリ渡米の甚林大學頭其外一同及應接去中上
並に趣の有る右甚き日本通用の金銀の目方
等之不拘政府の命令に極中を打右を目當に通
用致儀と外國に見合を難相成る事再應及
論議の事何れも量目を以取引致一處中

其旨銀と目方と毎寸付或毎部十五厘と双替り
則細工銀等も右振合を以て買買とて一儀に付其
國の銀錢も同様前書双替り割合と取引跡一
旨相替り交素より通用金銀の儀に付山出銀細工
銀等に引當りも不助と通用金銀の通用金銀と
可引當り外双替り拘りも儀と且金銀とも此
條吹立の儀を難出未者も何國におるも銅湯
等聊々の交り儀普通と有る然るに日本通用金
銀と殊文物多分と品位相劣り右右も何程交
物も其割合合取知れ一以金銀の量目と定

其上と取引の當否と毎寸中左多邊を事實と論
より可中取中出以上前書双替り何程論議
共可引替換と其解通用金銀と其の有無等儀
を私共おの相替り儀と其の右等の場合微細論
一語を以て却る不都合の儀も其の可中取と存
其間金銀取引の儀を國中におるに不極儀容易に相
決る儀を難成何事政府に何と上程可及該書大旨
以下知る程に難量を得とも迎も前書文物有る
等と相替り一以金銀の量目を定り其上と取引の
定書相論一以儀を難成右筋に付何事とも此通用金

之儘量目と定メ取引とし、儀之ハ濠居ニ於テ談
其要納得ハ多ク、於外國諸州ニ洋金銀一收通用ニ
處日本通用金銀之形も暫クハ儀之付以替中同等
可相掛右之夫夫々ハ分見込金貳拾五兩ニ付分計朱
之條分可相濠居中ハ儀之付以替中同等ニ談判行届
官裁者相寄る事大ニシテ、兩堂不可差出以言取
之取計方々々々中出々々々付委細政府ハ相同進
之可及引會言中、談並其後一回得之勘弁仕事
右金銀取引之儀之最書、ペリ濠居之節、再應引
令之上、一時ハ此言中分通取計置可中、巨細之儀

之勘弁之上、進之掛合有之積相成居之儀、今般
官吏濠居ハ年々付々々右相場合之儀之萬ト掛
合之進可中、兩取引之間、路潔白、帰リ、換彼國
政府之命を請ヒ、越中ニ根強ク見込、濠居之
多量ニ日本通用金銀之位、其外量同等悉ク研
究以テ、既、此程ニ配向之モノ、為應接差事ハ、彼
方、亦、之、日、幸、通用、金、銀、鈔、を、吹、立、持、越、之、由、一、下
通、皆、見、該、之、條、々々、右、等、子、細、を、夥、量、に、得、之、以、以、改
儀、之、付、以、替、ペ、リ、帰、國、以、來、品、一、熟、考、之、以、其、有、之、
事、相、見、該、之、且、國、政、府、と、お、り、之、日、本、之、屬、直、ニ、テ

改不正を不改儀とするは如何と決定し得ざる
中事右一事にあつては一向不問に不問に心得居ら
れども其の討論ありは得共以上議論を重し
其の語路切迫し終に彼方中條に相屈し其の
成行は體裁をも失ひ可中執りて其の最書に過量
目録を引致し吹手留等見込に彼分を請ふ取
得と敢て片不益と申すも有之旨未詳と書存山同
右の通り計るとも如何可も所存は却尤彼方お
るを分離し御書も有之実物研究以て右の
志勿論儀と聊此事と致すと雖及詰端以

海舟書屋

上にも彼我一回取計りたる差支を儀二自早し市下
知所産を孫仕度程を細儀と修理帰府の上
中上之款可仕る依り以取奉伺在以上

辰九月

別紙井上信濃守岡田備后守岩瀬修理の洋銀取
引儀に付巨量利和官更へ應接之趣中上書面
并官更差支を書面和解共知事以下一覽勘弁仕
要巨量利和銀錢同量目を取引仕得と書分
銀三ツと一ドルラルク差引部分都度

是か銀目方部毎三
一ドル目形七弁まで部

吹替手當として此方へ差出金一ドルルを以銀三分
 三取換多れ仕産後官吏申立を付精々懇合を詰
 申す金或指立兩付申す申す分大々洋銀銀分可
 差出方申出申す旨
此分銀或指立申す分を和合銀或指
 立申す分目形或百四拾と申す申す分ドルル
 錢三指五 右申す旨決定相成可然との趣然申す吹替料申出
 儀之官吏一已存寄申す取計申す方申す由左申
 書い追申於又申出儀も可申産部申聞且申
 程英英渡来儀も有実業知仕居儀も有
 取極も英英に相讓暫時極子具合申儀も可有
 申産款宜申出趣意を金銀性合紙致分離

海舟書屋

此一全紙粹之のを以双方以敵通用極相
 當の筋之申す實之申出論之申す其後懇合
 之趣隨ひ置申後至出府預申す其趣意難計
 出府之上右談論及心組も可有申産款免之
 前通用金銀之儀之諸國に對し此度申辭柄相立
 多取申評決不申申す之申す法方懇合向毎々彼より
 誤破申致其上目申す不潔申す者之外國人之取沙汰
 受申す其其一序國辱次申す事懇合向之差合言不
 目立中小業外之申不為申損失出来可仕既右一申
 於之未一向不申す所申す心漫居申部申出及討論

其後其以上諸論を重編して語路切迫致し終
 彼等中條の相成を振ふ所體裁をも失ふ可申
 去る右の通不の所見を以て是を以て上中下以
 分るべき可致儀との相見不申且下回を以て計
 方を以て多の吹進料を何れ目的の中儀も去る右
 多過分共不足とも又相當の儀をも外國の者右に
 儀伏可仕否を以て是一切不申上固より彼の方中條の相
 成を以て彼中如く不申の筋を内心をも心得居る儀
 と相成の彼の方を以て固日本通用の金銀等位不宣其
 ドルラル銀と同量目をも通用に致し不申の取計と

海舟書屋

見込居る儀を以て上諸外不申儀伏可致共不存不
 去是迄奉り懸念振も有る儀不申不致右改をも余り
 所体裁不宣の要は方おろすも諸不普通用の金銀
 多の積居居る遊退ドルラル同量金の出未迄
 去吹進料差出不及を以て論を以て儀伏仕所國正
 直に以て安置可成感戴其且交易所開の上加ら自
 然洋金銀居る中散漫可仕る必宣の要日本通
 用金銀性合不宣の要富高強農共吏角洋金銀を貯
 蓄成り可申先年奥州邊物持共儲金銀多分相

貯所不捕亦吟味其味之實之儲物之方却之金性
宜有之有金性之愛貯置之由金銀之品位善惡
之人情向背之所係加之通用金銀之品位善惡
心之逆之能國之政事之正否儼之心醉任之振之志
耶教之浸入難防之間事以金銀之積直一不取成
之志不測之大害難計者存之尤古法鑄之付是
迄之通用金銀之積直亦其之莫大之非費相
立右所費之物件之俄之引下之振之也初之局中官
家旁所不便利之趣之吳論之可有之應之也其得也
金銀性合宜所改相成之也盛舉之也其義正

為天下之公義之不在者所之也其案外所融通之
之可也其存之也後官更出府之上之通用金銀
之儀之可也其出也其付其以不序治定之遊前文之
越下因事切之也其然合之也其有之也其通之也其
然其存之也其後得之書面之也其諸小一同信之通用
金銀日本之吹立出本迄之吹立料之也其不及也
可也論尤是這然合之也其有之也其談判之續也
之却合宜也其可也其計之也其仲濟可也其善也其岩瀨
修理也除私共評議仕列紙返上以取中上之以上

海防掛

跡部甲斐守

土岐丹波守

筒井肥前守

伴澤美作守

鷲殿民部少輔

一色邦之輔

大保右近將監

津田半三郎

海舟書屋

蘭文和解

千八百五十六年十月十七日下田於三石岩利和

合衆國のコンシユルゼ子ラル館に於て

下田鎮基貴下に

一 吾等貴下に述べし吾等政府の書を贈る係あり

故に吾れ九月廿五日并十月九日貴下に告げし

貨幣の儀と吾政府の告事と欲し

一 未の書翰以後此儀を催促せりしに吾れ日本に

既人等に此事を熟考せり為め猶豫を興ふん事を

欲して其後時を経るに向ふ彼等より吾の願を

憲く調く一なるを爲し一而く吾れ思ひて改訂の正
 直より相違なきを以て此評議を係り諸人能く
 利解せしむるに故り惠あつて返答を吾れ與ふ事
 貴下今既にお済ませし一と吾れ決定す
 一貴下成文速く吾れ書きて一返答を惠む一
 一吾れ爰に吾れ親睦を尊敬と貴下を顯す

帝國日本に就ては石利和合の

コンシエルゼラール

トウンセント、ハルリス印

右真譯あり

海舟書屋

セユスケン

洋金銀量目替等儀有申上書付

井上信濃守

岡田備後守

豆墨利加金銀双替并同申官吏に該渡方儀等當
 九月中相伺ひ申上知事存候事其後官吏の存
 催促等申上申候程談向有し支配組頭差遣等儀も
 吾れ尋右部々條々申上候事本年三月に於て未
 片沙汰候事候甚不審候事等申上候事且前書候事候而己

三々々都々中々々事件如斯亦引々々々々
 趣書若情中々々西五船も多分今中々々出帆可
 仕左振心多々々引續々々序書付々々何後々
 越等官吏引令も可及々被名依々儀々々節
 未改方より中々々儀々々真小頓着不致古々々人
 々常情改後々掛合方列々々不却合々々序書
 金銀双替外々々條々々早々下知在座々採仕度
 依之改改中々々以上

十一月十六日

海舟書屋

下田幸初中上在 五重利如官更の差出

横文字和解の趣評議仕中上書付

松平河内守

川路左衛門尉

水野筑後守

堀越若助

中村若孫

設樂八三郎

五重利如官更の横文字書付差出の付和解一冊
 差上下田幸初中上の趣一覽仕の要別冊和解の條

書之趣志通々及應接之趣付委細中略々儀志
中之儀可有之を得在十ヶ條目尚且用所之於之
日本鋼法を二重利加サンゼント新々大官之器也
其より事役人も控不從之儀十三ヶ條目箱館之
モドルル真之信を以て分三國之取之儀并亦
ヶ條へり之を以て書箱中之古き控之隨從も亦い
悪之と認之儀相見右等は何も其儀難儀
届助柄之付筆帳表之儀ハ右等之儀及掛合之儀
前伊豆守領分中回所之使節へり控越之儀右之儀
之を以て得之儀上知流之下田事柄之掛合之上回之

海舟書屋

双船を以て取引之儀之上中ノ右等時之條約者
取替間も之々未夕金銀双船之談判不相満之儀
儀之素より事柄所之取計も之々之旨見合之志
難儀毎へり之儀之書箱之儀も書留難儀分其
解銅錢之儀之儀之儀是迄右船号之儀船渡之儀
之儀船等も亦見へ不中何款間違之儀も可有之
其れ去へルリ之儀之書箱之儀之一應林大學頭等之
市尋之上序答之趣内沙汰も亦在之儀也其書
之箇條一同後日行違等之儀下回事柄之取
調之儀之可然也其付為心得右等之儀私共之中

連置之者可任之者存於以上

辰十二月

西墨利加官吏以上及應接之儀中上書付

井上信濃守

岡田備後守

備後守中田表到著後亦一人同進之同官吏以上及引
合之處並有存合之件之夫中出右之等西之并阿蘭陀
條約之內互係條約之條之在外官吏情願之慮之
免許諸番由之出入之儀亦有之口上而之引合之事

海舟書屋

事實模通並其意味も之之在り書面を以可中
方中談目録書者美出熟覽勘毎之上右次第並應
接之趣其取束子見込之趣左中上候

一 第一條

是之以下知漏之通量目替之儀之申立之趣を以
向後取引致之積承届充吹盡一失費之儀を
彼方申立通之引合之問増守之取替及引
合之要古金銀之儀之互國之日本と而已之引合之
之西洋各国一般之儀有別各心之取計之引受
官吏及答之上前以中吹立諸費之儀各國聊之

之異同志有之得此先銀錢之吹立之節九數三
 百有銀錢之枚之儲費相掛之得之出來珠一
 之儀普通之之之之之之之之之之之之之之之之
 之益相成之助之之之之之之之之之之之之之之之之
 不相用都之人力之吹立之故工之同等之失費格
 別相掛西洋諸州之振合之難引當古昔得之勤
 每路之振再在中路之振之振之振之振之振之振之
 其有古之之之之之之之之之之之之之之之之之
 可中言中之之之之之之之之之之之之之之之之之
 共何振之之之之之之之之之之之之之之之之之

海舟書屋

計可中之事也

一第ニ條

是之阿蒙條約第十二條出鳩高館位若土藏等
 讓該地面之借請滞在阿蒙高館之支
 配之入費之阿蒙高館之取納之條并其十三
 條出鳩内土藏位若修繕之取建之取押或之受單
 等之即若若若若若若若若若若若若若若若若若
 之以日本職人相雇材木等買入之儀其外其十四
 條之内阿蒙政府之限之阿蒙人共出之兩滞
 在之申處有之之通相連之之之之之之之之之之

右条假條約之儀いふに、
海定之款を以て、
書之條を以て、有之九十四ヶ条、
出島滞在之
阿蘭人之く、
阿蘭政府ありん限り、
申文
言を以て、
相答を以て、
前條之通、
阿蘭人之、
相成り、
上之、
利益和條約、
第九ヶ条、
後、
未、
外國
人、
免、
其、
事、
以、
其、
思、
慮、
を、
不、
用、
速、
に、
利益和
人、
は、
免、
其、
事、
以、
其、
思、
慮、
を、
不、
用、
速、
に、
利益和
拘、
自、
國、
之、
土、
民、
差、
違、
之、
儀、
都、
多、
阿、
蘭、
同、
扱、
免、
新、
下、
條、
旨、
中、
旨、
同、

奉文豆國土民を可引移之儀、
為、
吏、
中、
旨、
同、

海舟書屋

趣、
多、
志、
表、
之、
儀、
を、
以、
私、
共
限、
り、
相、
尋、
り、
旨、
存、
寄、
之、
趣、
承、
知、
致、
し、
奉、
旨、
同、
西
洋、
各、
國、
之、
内、
豆、
國、
往、
鯨、
漁、
船、
多、
き、
由、
之、
趣、
鯨、
漁
之、
日、
本、
北、
海、
道、
之、
程、
盛、
大、
之、
所、
も、
又、
多、
之、
右、
故、
箱
館、
之、
家、
寄、
之、
豆、
國、
之、
船、
凡、
三、
百、
艘、
余、
常、
之、
無、
絶、
間
往、
來、
致、
し、
其、
旨、
同、
所、
以、
四、
辺、
皆、
曠、
漠、
之、
野、
之、
多、
薪
水、
之、
外、
之、
諸、
式、
拂、
底、
要、
需、
之、
品、
も、
不、
調、
子、
最
寄、
八、
崎、
之、
外、
の、
買、
求、
先、
毎、
年、
是、
之、
難、
治、
之、
旨、
付、
豆、
國、
之、
旨、
元、
相、
應、
之、
商、
人、
若、
錦、
表、
之、
差
越、
同、
所、
之、
内、
裁、
之、
所、
に、
住、
居、
者、
致、
帳、
本、
紛、
誤、
損、
其

外牛羊亦等々輸入津浦船は高貴港を留
 時々安んずる相俾居用港を預る於此に於
 官商人差越を見込る者中此の間に商人
 儀態は本國の不足越を以て後を必し入津
 船より帆木綿練鎖等吾國の不有合品を食
 料等々代りて之を預り並入用る者中出
 のは最を取置る節に此の儀を以て相俾
 此の計を以て差支るる者中此の間に商人
 の商人の不足有る者本國より呼寄る迎敵
 政府より之を資銀杯相俾る儀を以て之を賣買

之損益を其者々幸不幸を以て此儀難及
 挨拶者中此の間に何れも本文の條一同書面
 之の可なり等々中此の間に此の儀を以て相俾
 き阿蘭條約の儀を以て相認書面差出る
 儀の序の儀

新た小外國人の免る儀を以て國人の可許を
 得る阿蘭條約の彼國土民を以て場所を相
 濟る處一切を以て從末に之を高館内に所を相改
 此の間に新規の儀を以て之を再應中此の間に阿蘭
 條約の儀を以て印土月中此の間に有一覽返上等

此等之趣... 長崎... 仰渡... 難... 直相...
此等之趣... 長崎... 仰渡... 難... 直相...
此等之趣... 長崎... 仰渡... 難... 直相...

一 第 三 條

是ハ阿蘭條約... 是ハ待事... 是ハ若法...

海舟書屋

以各... 言不相... 方調判...

一 第 四 條

是ハ長崎... 上ハ英國... 之度... 去不便... 今之... 談...

同様市差受て苦付彼是に議論を不相待速に
後免るる度毎中守元書條約九ヶ条を越えし以
不得止心助に付幕府諸需の品物を給ふ儀等も
却り無き條約を越えし以取計尤用港治定に條
之双方調判の書付寄取替を見込に成座能

一葉五ヶ條

是より下田箱館より欠乏品等調定節貨幣
持合なき所と品物との可弁との儀も素より條
約の振替の條もなきを以て此角尤不好品を以
返ししは若し又條約の通り計可中守に達せ

積早竟是迄小銃等の外志可申及及出請取
不中し故改訂中守の儀に相付中守

一葉六ヶ條

是に官吏に限り役人々々経去して調物に
原との儀迄違ふも中守に付て此條約中守
店より物を撰むに條有る者も越えし以買調の儀
も不苦尤代料の儀を書付て取し可置置に中
讀電を屬於前紙の通中守に條有る官吏の限
日車通用金銀漢方并諸物直買といふ趣此
程中守に付是迄の振合も差支の儀も有る旨

各代料を書付差置遊多一纏三拂子と一は死又
と當方よりれ可相濟るに右と以て無一は取可
跡古中ひは受高形等濟米以多一は取可決一
て右取計を不為政官実不限り多一は土地との同
極一は扱と海届吳多取渡り中一は且官吏と下田
積儲とも遊歩里敷七里五多一は境界を以律と
水きあ半と一免許を授むとの儀と西洋各國互
美品を官吏と振合ると中一は多一は付古を被身
おろして何取取計ととも我國と各條約通りと相
守り備と有と九條約と貴贈と各差別國人一殺

海舟書屋

二海と儀勿論と付前書中一は遊意ととも海と家
初條約取極と節必諒宥可とも一は沙汰ととも上
と今更何取中一はとも取用と儀難おけ取中一は諒
と受と右條約と題可相守ると勿論ととも一は官吏と右律
と不と縛權有ると一は儀と是と迄も存と中一は儀と
何ととも西洋諸國と同扱七里五里と一は境界を以律
ととも一は儀と不依ととも一は中一は一は儀と何取と可中
出ると得共食用ととも一は迄一切取買不為政儀と各
付と一は程と各學と未相與と中一は

一第七七條

是も素より不相當の助に彼は論議ありしか
迄も冬に民間通用金銀の儀を政府に
おきて重き法を有る儀に及ばず及挨拶旨
申達を積り

右の程及應接を大意書画し通序を依り官実
差出を換文字和解を冊に添此段中以上

己二月

千八百五十七年四月廿二日下田小於

コンシエールゼ子ラル館に於て

海舟書屋

下田鎮臺

井上信濃の太主並岡田備後の大主に

既小約しる事四條を書付

アメリカ人の持ちまきりしる金貨幣を等定まはし
は是を同種の日本貨幣と稱し是を金と金
銀の派といふなり即ち日本貨幣を極むる銅
を用ゆへに改め銅正金あるを細密に調ふ
後ふアメリカ人の貨幣の位を定むる鑄
造し失費の爲ふ日本人の
○等の高を許すへ
アメリカ人日本小於し法をたす者合衆國のコン

シユルゼ子ラールアメリカの法度不従く是を裁許し高是
 を罰せしむ日本入アメリカ人対し法を犯す者ハ
 日本司人法法度不従く是を裁許し高是を罰せしむ
 候國肥前長崎の港をアメリカ船の爲に同くし其要あり
 アメリカ破損を倍し水薪食料其他入用此物を調へ其不
 石炭も得しあは是を調へし入用の物を調へ或ハ破損
 を修ふ爲に下田の相銀或ハ長崎の港に來るヤ
 リカ私金或ハ浪の貨幣を所持する時は是
 を以て拂ふを以て此を以て若し少しも
 貨幣を不納する時は拂ふ不品物

海舟書屋

を用ゆし

己三月

安政四年丁巳三月

五米利加官吏に可相渡書付

今般約を條に之を通

一 五米利加人持來る貨幣を計算する時日本金
 銀を銀と秤し五米利加貨幣の量目を定む然
 其分銀を出し或は日本分銅の重きを以て金と定
 銀と秤し五米利加貨幣の量目を定む然

一 以後。安の高吹替は入費として日本人は渡さず
 一 豆米利加人日本人とも小法をねま者あつは豆
 米利加人と合衆國のコンシユルゼ子ラールより日
 市人は日本司人とも各を國の法度と以て
 罰をふす

一 肥前長壽は港を豆米利加船の爲り開き其
 地り於て豆米利加船は破損を繕ひ薪水
 食料その他欠乏の品を給へ亦石炭あつば是
 と渡す

一 豆米利加船下田箱館或は長崎の港より入

用は品を調又船修復の償と金或は銀は貨
 幣を以てし然れども若貨幣と所持せき
 臨時に品物を以て償ふ

開國起原卷十三

六

海舟書屋

